



令和元年12月1日 改正道路交通法施行

携帯電話使用等の

「ながら運転」 厳罰化!



運転中に携帯電話やスマートフォンを保持して通話や画面を注視したり、カーナビ等の画像を注視したりする「ながら運転」による交通事故は全国的に増加傾向にあり、運転中の携帯電話使用等の罰則が強化されました。

●携帯電話使用等（交通の危険）

運転中に携帯電話等を使用して交通事故等の交通の危険を生じさせた場合

※3月以下の懲役又は
5万円以下の罰金



改正：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

●携帯電話使用等（保持）

運転中に携帯電話等を手に持って通話したり、画像を注視し、懲役刑や罰金が適用された場合

※5万円以下の罰金



改正：6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

●反則金と違反点数の大幅な引上げ

違反行為	反則金	違反点数
携帯電話使用等 (交通の危険)	大型車 12,000円	2点
	普通車 9,000円	
	二輪車 7,000円	
	原付車 6,000円	
携帯電話使用等 (保持)	大型車 7,000円	1点
	普通車 6,000円	
	二輪車 6,000円	
	原付車 5,000円	



「改正後」

反則金	違反点数
刑事罰が適用	6点
大型車 25,000円	3点
普通車 18,000円	
二輪車 15,000円	
原付車 12,000円	

●その他の改正

- ・小児用の車及び軽車両の定義に係る規定の見直し
- ・運転免許証の再交付申請の要件に関する規定の見直し など



石川県警察本部 交通部 交通企画課 TEL (076) 225-0110